



発行 新潟県

号外 2

平成29年12月26日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

- 52 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 53 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則（法務文書課）
- 54 新潟県立長岡屋内総合プール規則（県民スポーツ課）
- 55 新潟県立武道館規則（県民スポーツ課）
- 56 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

告 示

- 1367 新潟県工業技術総合研究所手数料条例別表中の当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額（産業振興課）

病院局管理規程

- 9 新潟県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 10 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 11 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

企業局管理規程

- 7 新潟県企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程（企業局総務課）
- 8 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

議 会 規 程

- 2 議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正（議会事務局総務課）

人事委員会規則

- 2-112 新潟県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正（人事委員会事務局総務課）
- 6-1812 平成29年改正条例の施行に伴う平成26年改正条例附則第8項及び第9項の規定による給料の特例に関する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1813 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1814 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1815 扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1816 住居手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1817 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

監査委員告示

- 2 新潟県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正（監査委員事務局）

教育委員会規則

- 5 新潟県スポーツ推進審議会規則等を廃止する規則（保健体育課）
- 6 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）

労働委員会告示

- 4 新潟県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正（労働委員会事務局総務課）



技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第52号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
(格付及び給料の支給)					(格付及び給料の支給)				
第4条 (略)					第4条 (略)				
2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万2,800円</u> とする。					2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万2,400円</u> とする。				
3 (略)					3 (略)				
別表第4 (第6条関係)					別表第4 (第6条関係)				
昇格時号給対応表					昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
(略)					(略)				
105	<u>56</u>	(略)			105	<u>57</u>	(略)		
106	<u>57</u>				106	<u>57</u>			
107	<u>57</u>				107	<u>57</u>			
108	<u>57</u>				108	<u>58</u>			
109	<u>58</u>				109	<u>58</u>			
110	<u>58</u>				110	<u>58</u>			
111	<u>58</u>				111	<u>59</u>			
112	<u>59</u>				112	<u>59</u>			
113	<u>59</u>				113	<u>59</u>			
114	<u>59</u>				114	<u>60</u>			
(略)					(略)				

第2条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職務の級号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	128,900	180,300	202,000	228,900	262,000
2	129,800	181,800	203,400	230,500	263,900
3	130,800	183,300	204,800	232,000	265,700
4	131,700	184,800	206,100	233,600	267,800

5	132,700	186,100	207,400	235,100	269,600
6	133,700	187,600	208,800	236,800	271,500
7	134,700	189,000	210,200	238,300	273,400
8	135,700	190,300	211,600	239,900	275,500
9	136,500	191,700	213,000	241,200	277,600
10	137,500	192,900	214,600	242,700	279,600
11	138,500	194,200	216,200	244,300	281,700
12	139,600	195,300	217,600	245,700	283,700
13	140,400	196,500	218,900	247,200	285,700
14	141,400	197,600	220,400	248,700	287,800
15	142,400	198,700	221,900	250,000	289,800
16	143,400	199,800	223,200	251,400	291,800
17	144,500	200,900	224,100	252,900	293,700
18	145,700	202,000	224,900	254,600	295,700
19	146,900	203,000	225,800	256,300	297,800
20	148,100	204,000	226,800	258,100	299,800
21	149,200	205,000	227,700	259,700	301,800
22	150,400	206,100	229,200	261,500	303,900
23	151,600	207,200	230,500	263,200	305,900
24	152,800	208,200	231,600	264,900	308,000
25	154,000	209,100	233,100	266,900	309,700
26	155,500	210,000	234,400	268,800	311,800
27	157,000	210,700	235,700	270,600	313,800
28	158,500	211,600	237,000	272,400	315,800
29	159,900	212,500	238,000	274,100	317,600
30	161,400	213,700	239,200	276,000	319,600
31	162,900	214,700	240,500	277,900	321,700
32	164,400	215,600	241,700	279,600	323,800
33	165,900	216,300	242,800	281,200	325,100
34	167,700	217,500	244,100	283,100	327,100
35	169,500	218,600	245,200	284,900	329,000
36	171,300	219,800	246,400	286,800	331,100
37	173,100	220,500	247,700	288,400	333,000
38	174,800	221,700	248,900	290,100	334,900
39	176,500	222,900	250,200	291,900	336,900
40	178,200	224,000	251,500	293,700	338,800
41	179,800	224,900	252,500	295,300	340,700
42	181,200	226,100	253,800	297,000	342,600
43	182,600	227,100	254,900	298,500	344,400
44	184,000	228,200	256,200	300,100	346,300

45	185,500	229,300	257,100	301,700	347,800
46	186,900	230,400	258,200	303,400	349,200
47	188,300	231,500	259,400	305,000	350,700
48	189,700	232,500	260,400	306,700	352,200
49	191,000	233,500	261,600	307,700	353,800
50	192,200	234,600	262,800	309,200	354,600
51	193,300	235,700	264,000	310,700	355,800
52	194,500	236,900	264,900	312,300	356,800
53	195,600	238,000	265,900	313,900	357,700
54	196,700	239,000	267,000	315,500	358,800
55	197,800	239,900	268,200	317,100	359,700
56	198,900	240,700	269,400	318,600	360,800
57	200,000	241,600	270,200	320,100	361,700
58	201,000	242,600	271,200	321,300	362,400
59	202,000	243,600	272,300	322,500	363,100
60	203,000	244,500	273,300	323,700	363,800
61	204,100	245,400	274,400	324,400	364,200
62	205,000	246,300	275,500	325,300	364,800
63	205,900	247,200	276,300	326,100	365,500
64	206,800	248,100	277,400	326,900	366,200
65	207,500	248,900	278,200	327,800	366,500
66	208,300	249,700	279,000	328,200	367,200
67	209,000	250,500	279,800	328,900	367,900
68	209,800	251,200	280,600	329,700	368,600
69	210,200	252,000	281,300	330,500	368,900
70	210,800	252,600	282,100	331,200	369,500
71	211,100	253,000	282,900	331,900	370,200
72	211,700	253,400	283,600	332,600	370,800
73	211,900	253,600	284,400	333,100	371,100
74	212,500	254,000	285,100	333,700	371,700
75	213,000	254,500	285,900	334,200	372,400
76	213,800	255,000	286,700	334,800	373,000
77	214,000	255,400	287,300	335,100	373,400
78	214,700	255,800	287,800	335,600	373,900
79	215,200	256,300	288,300	336,000	374,500
80	215,800	256,800	288,700	336,500	375,000
81	216,500	257,100	289,100	336,900	375,500
82	217,000	257,400	289,500	337,400	376,100
83	217,600	257,700	290,000	337,900	376,600
84	218,300	258,000	290,500	338,400	376,900
85	218,900	258,200	290,900	338,700	377,300

86	219,400	258,400	291,500	339,100	377,800
87	219,900	258,700	292,100	339,600	378,200
88	220,600	259,000	292,700	340,000	378,600
89	221,100	259,200	293,000	340,300	379,000
90	221,700	259,400	293,500	340,700	379,500
91	222,300	259,800	294,000	341,200	379,900
92	222,800	260,000	294,400	341,600	380,300
93	223,200	260,300	294,800	341,800	380,600
94	223,700	260,700	295,300	342,200	
95	224,200	261,000	295,800	342,700	
96	224,700	261,300	296,300	343,100	
97	225,200	261,500	296,600	343,200	
98	225,700	261,800	297,000	343,700	
99	226,200	262,000	297,500	344,100	
100	226,700	262,300	298,000	344,400	
101	227,100	262,600	298,400	344,700	
102	227,600	262,800	298,800	345,100	
103	228,200	263,100	299,100	345,500	
104	228,800	263,400	299,400	345,900	
105	229,200	263,600	299,700	346,400	
106	229,700	263,800	300,100	346,800	
107	230,000	264,100	300,500	347,200	
108	230,400	264,300	300,900	347,600	
109	230,600	264,600	301,200	348,100	
110	231,000	264,900	301,600	348,500	
111	231,500	265,200	302,000	348,800	
112	232,000	265,400	302,300	349,100	
113	232,200	265,600	302,500	349,600	
114	232,700	265,900	302,800		
115	233,200	266,100	303,100		
116	233,700	266,300	303,300		
117	234,000	266,600	303,500		
118	234,400	266,900	303,800		
119	234,800	267,200	304,100		
120	235,200	267,500	304,300		
121	235,600	267,600	304,500		
122		267,900	304,800		
123		268,200	305,100		
124		268,500	305,300		
125		268,600	305,500		
126		268,900	305,800		

127		269,200	306,100		
128		269,500	306,300		
129		269,600	306,500		
130		269,900	306,800		
131		270,200	307,100		
132		270,500	307,300		
133		270,600	307,500		
134		270,900			
135		271,200			
136		271,500			
137		271,600			

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(昇格時号給対応表の改正に伴う経過措置)
- 2 平成29年4月1日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第1条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則(以下この項において「改正後の規則」という。)別表第4の規定による号給が第1条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則(以下この項において「改正前の規則」という。)別表第4の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第4の規定にかかわらず、改正前の規則別表第4の規定による号給とするものとする。
- 3 施行日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
(給与の内払)
- 4 改正後の技能労務職員の給与等に関する規則(以下この項において「改正後の規則」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与(技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成26年新潟県規則第68号。以下この項において「平成26年改正規則」という。)附則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の規則の規定による給与(平成26年改正規則附則第6項の規定による給料を含む。)の内払とみなす。
(施行細則)
- 5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第53号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年新潟県規則第108号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>別記 第1号様式（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>要配慮個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>人種 <input type="checkbox"/>信条 <input type="checkbox"/>社会的身分 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>犯罪の経歴 <input type="checkbox"/>犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/>心身の機能の障害があること <input type="checkbox"/>健康診断等の結果 <input type="checkbox"/>医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと <input type="checkbox"/>刑事事件に関する手続が行われたこと <input type="checkbox"/>少年の保護事件に関する手続が行われたこと <p>要配慮個人情報を収集する根拠</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>家庭の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>家族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/>生活記録 <input type="checkbox"/> </div> </div>	<p>別記 第1号様式（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>内心</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>思想・信条 <input type="checkbox"/>信教 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p>社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>人種・民族 <input type="checkbox"/>犯罪歴 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p>当該個人情報を収集する根拠</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>心身の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>健康状態 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>障害の状態 <input type="checkbox"/> <p>家庭の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>家族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/>生活記録 <input type="checkbox"/> </div> </div>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県立長岡屋内総合プール規則をここに公布する。

平成29年12月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第54号

新潟県立長岡屋内総合プール規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県立長岡屋内総合プール条例（平成17年新潟県条例第43号。以下「条例」という。）の施行に伴い、新潟県立長岡屋内総合プール（以下「屋内総合プール」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属設備)

第2条 条例第8条第1項の規則で定める附属設備は、別表に掲げるものとする。

(使用者の遵守事項)

第3条 条例第8条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる事項については、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(1) 使用目的以外の目的に使用しないこと。

(2) 使用する権利を他の者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は使用する条例第8条第1項に規定する施設等を他の者に使用させないこと。

(3) 現状を変更しないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が定める事項

(利用料金の基準額)

第4条 条例第10条第1項の規則で定める施設等は別表に掲げるものとし、同条第3項の規則で定める額は同表に定める額とする。

(利用料金の免除)

第5条 条例第11条の規則で定める事由は次の各号に掲げるものとし、当該事由により免除する額はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 条例第14条の規定により、知事が使用料の全部又は一部を免除した場合（第7条第2項第5号の規定により免除した場合を除く。） 利用料金に当該免除の割合を乗じて得た額

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める場合 指定管理者が適当と認める額

(利用料金の還付)

第6条 条例第12条ただし書の規則で定める事由は使用者の責めに帰することができないことにより使用ができなくなった場合とし、当該事由により還付する額は既に納めた利用料金の額の全額とする。

(使用料の免除)

第7条 条例第14条の規定により、使用料の全部を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県が主催する事業のために使用する場合

(2) 条例別表第1備考3に規定する障害者等に関する団体が主催する事業(障害者等を対象とするものに限る。)のために使用する場合

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合は、使用料の2分の1に相当する額を免除する。

(1) 県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は高等専門学校が教育課程に基づく教育活動（課外活動に限る。）のために使用する場合

(2) 幼保連携型認定こども園が課外活動のために使用する場合

(3) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は高等専門学校で構成される学校体育を統括する団体が主催する事業のために使用する場合

(4) 知事が承認した水泳競技を統括する団体が主催する事業のために使用する場合

(5) 知事が承認した競技者が使用する場合

3 前2項に定めるもののほか、県内の市町村が主催する事業のために使用する場合は、使用料の10分の3に相当する額を免除する。

4 前3項に定めるもののほか、知事が特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 条例第15条ただし書の特別の理由は使用者の責めに帰することができないことにより使用ができなくな

った場合とし、当該理由により還付する額は既に納めた使用料の額の全額とする。

(指定管理者の指定の申請)

第9条 条例第18条第1項の規定による申請は、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 屋内総合プールの管理の業務に関する事業計画書
- (2) 当該法人その他の団体（以下「法人等」という。）に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 当該法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(管理の細則)

第10条 条例及びこの規則に定めるもののほか、屋内総合プールの管理に関し必要な事項は、あらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

区 分	単 位	基準額 (円)
電光表示装置設備	1時間につき	1,030
放送設備		510
照明設備（通常の2倍の明るさで使用する場合）		1,030
照明設備（通常の3倍の明るさで使用する場合）		2,060
競泳競技用備品	一式1時間につき	1,030
アーティスティックスイミング競技用備品		1,030
水球競技用備品		1,030
水中モニターシステム		1,030
スパッティング	1時間につき	510

別記様式（第9条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

主たる事務所の所在地
申請者 団 体 の 名 称
代 表 者 の 氏 名 ⑩

新潟県立長岡屋内総合プールの指定管理者の指定を受けたいので、新潟県立長岡屋内総合プール条例第18条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 4 その他知事が必要と認める書類

新潟県立武道館規則をここに公布する。

平成29年12月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第55号

新潟県立武道館規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県立武道館条例（平成28年新潟県条例第51号。以下「条例」という。）の施行に伴い、新潟県立武道館（以下「武道館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による申請は、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 武道館の管理の業務に関する事業計画書
- (2) 当該法人その他の団体（以下「法人等」という。）に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 当該法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

主たる事務所の所在地

申請者 団 体 の 名 称

代 表 者 の 氏 名

㊦

新潟県立武道館の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県立武道館条例第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 4 その他知事が必要と認める書類

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第56号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表（第2条関係） (1)～(324) (略) (325) <u>全国通訳案内士登録申請手数料</u> (326) <u>全国通訳案内士登録証訂正手数料</u> (327) <u>全国通訳案内士登録証再交付申請手数料</u> (328)～(585) (略)	別表（第2条関係） (1)～(324) (略) (325) <u>通訳案内士登録申請手数料</u> (326) <u>通訳案内士登録証訂正手数料</u> (327) <u>通訳案内士登録証再交付申請手数料</u> (328)～(585) (略)

附 則

この規則は、平成30年1月4日から施行する。



◎新潟県告示第1367号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例第2条の規定により、当該試験、検査等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額（平成26年3月新潟県告示第505号）を次のとおり改め、平成30年4月1日から実施する。

平成29年12月26日

新潟県知事 米山 隆一

試験、検査等の種類			手数料の額		
			単位	金額	
1 分析	(1) 定性分析	繊維及び付着物	1 試料 1 成分	5,020円	
	(2) 定量分析	ア 金属 (ア) 鉄鋼 (イ) 非鉄金属		1 試料 1 成分	4,540円
				〃	7,350円
		イ 繊維及び付着物	1 試料 1 成分	5,900円	
		ウ 溶液	1 試料 1 成分	3,550円	
		エ 窯業材料（鋳物砂、耐火材料、鉍石、粘土、研磨剤、砂及び砂状物に限る。）	1 試料 1 成分	7,640円	
		オ 硫酸銅試験又は亜鉛付着量試験	1 試料 1 測定	7,810円	
		カ ホルマリン試験 (ア) 抽出による場合 (イ) ホルムアルデヒド放散量測定	1 試料 1 成分 1 試料	5,770円 6,920円	
	キ 試料調整 (ア) 硫酸銅試験 (イ) その他		1 試料	4,000円	
			〃	6,430円	
	(3) 機器分析	ア 機器による定性分析又は定量分析 (ア) エックス線回折試験 (イ) 赤外分光分析 a マッピング測定を行わない場合 b マッピング測定を行う場合 (ウ) 蛍光エックス線分析 a 定性分析		1 試料 1 測定	7,630円
				〃	6,260円
			〃	13,610円	
			〃		
			〃	5,790円	

		b 定量分析 (エ) エックス線マイクロアナライザー分析 a 定性分析 b マッピング及びプロファイル (オ) プラズマ発光分光分析 (カ) イオンクロマトグラフィーによる定量分析 (キ) ガスクロマトグラフ質量分析 a 液体注入法 b 熱分解法 c ヘッドスペース法 d MS/MS法による分析の追加 e 質量スペクトルの解析の追加 (ク) 炭素硫黄分析 (ケ) ラマン分光分析 a マッピング測定を行わない場合 b マッピング測定を行う場合 (コ) エックス線光電子分析	1 試料 3 成分 1 試料 1 測定 1 試料 1 成分 1 成分増すごとに 1 試料 1 成分 〃 1 成分増すごとに 1 試料 1 測定 〃 〃 〃 1 試料 1 測定 1 親イオン 1 試料 3 成分まで 1 成分増すごとに 1 試料 1 成分 1 試料 1 測定 〃 1 試料 1 測定 1 層	2,500円 8,410円 5,200円 2,540円 8,800円 4,390円 750円 14,330円 21,860円 23,880円 28,680円 4,790円 1,370円 5,780円 3,790円 13,440円 4,700円
		イ 試料調整 (ア) エックス線回折試験 (イ) 赤外分光分析 (ウ) 蛍光エックス線分析 (エ) エックス線マイクロアナライザー分析 (オ) プラズマ発光分光分析 a アルカリ融解を行う場合 b その他の溶解を行う場合 (カ) ガスクロマトグラフ質量分析	1 試料 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	2,750円 8,690円 4,130円 2,720円 11,270円 3,860円 6,190円
2 測定	(1) 機械的測定	ア 寸法又は形状の測定 (ア) 寸法の測定 (イ) 点群又は形状曲線の測定 (ウ) 点群からの寸法算出の追加 イ 真円度の測定 ウ 表面粗さの測定 エ ストレインメータによるひずみ量荷重の測定 オ 残留応力測定 カ エックス線による透過試験 キ トルクの測定	1 試料 1 固定 5 箇所まで 1 箇所増すごとに 1 固定30分まで 30分増すごとに 1 箇所 1 試料 1 断面 1 試料 5 箇所まで 1 箇所増すごとに 1 試料 3 箇所 1 測定 1 試料 5 箇所 1 試料	3,860円 500円 3,920円 1,270円 2,150円 3,810円 2,920円 510円 5,030円 3,810円 3,830円 5,140円

	ク 張力の測定	1 試料	5,750円
	ケ 振動の測定	1 測定	3,810円
	コ 圧力の測定	1 試料	3,810円
	サ 回転数の測定	1 試料	2,580円
	シ 粘度測定試験	1 試料	3,810円
	ス エックス線CT試験	1 時間まで 1 時間を超え 1 時間増すごとに	10,170円 6,380円
(2) 電氣的測定	ア 電圧、電流、抵抗又は電力の測定	1 試料 1 時間	2,590円
	イ 周波数特性、誘電率又は透磁率の測定	1 試料 1 時間	3,940円
	ウ 磁束密度の測定	1 試料	2,590円
	エ 雑音端子電圧、伝導妨害波又は雑音電力の測定 (ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合	1 試料 1 時間	3,990円
	(イ) 電波暗室(登録)を使用する場合	〃	7,110円
	オ 放射電界強度の測定 (ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合	1 試料 1 時間	4,100円
	(イ) 電波暗室(登録)を使用する場合	〃	7,310円
	カ 騒音の測定	1 測定 1 時間	3,800円
(3) 光学的測定	ア 顕微鏡試験 (ア) 走査型電子顕微鏡観察 a 元素分析装置を使用しない場合	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	6,350円 290円
	b 元素分析装置を使用する場合	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	9,270円 880円
	(イ) 金属顕微鏡観察	1 断面 3 視野まで 1 断面 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	6,440円 730円
	(ウ) 実体顕微鏡観察又はデジタルマイクロスコープ観察	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	2,630円 70円
	(エ) 走査型プローブ顕微鏡観察	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	7,500円 730円
	(オ) レーザー顕微鏡観察	1 試料 3 視野ま	3,810円

			で 1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	730円
		(カ) 電界放出形電子顕微鏡観察 a 元素分析装置を使用しない場合	1 試料 3 視野ま で 1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	13,610円
		b 元素分析装置を使用する場合	1 試料 3 視野ま で 1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	720円
		c EBSD解析の追加	1 試料 3 視野ま で 1 試料 3 視野を 超え 1 視野増す ごとに	17,450円
		d 試料調整	1 時間	2,160円
		(キ) 顕微鏡による寸法測定	1 試料 1 断面	8,570円
			1 試料 5 箇所ま で 1 試料 5 箇所を 超え 1 箇所増す ごとに	3,840円
				6,470円
				730円
		イ 紫外可視分光測定	1 試料 5 箇所	3,130円
		ウ 測色計による測色又は色差測定	1 試料 5 箇所	2,640円
		エ 照度、光沢度、曇度、反射率又は透 過率の測定	1 試料 5 箇所	2,590円
	(4) 熱的測定	ア 熱分析 (示差走査熱量分析、示差熱 分析又は熱膨張率測定)	1 試料	5,340円
		イ 熱伝導率	1 試料	3,880円
		ウ 温度の測定 (ア) サーモグラフィーによる場合	1 時間まで 1 時間を超え 1 時間増すごとに	5,080円
		(イ) その他の場合	5 箇所 1 時間ま で 5 箇所を超え 1 箇所増すごとに	1,260円
				2,830円
				240円
			1 時間を超え 1 時間増すごとに	250円
		エ 熱応力試験	1 試料	3,810円
		オ 試料調整	1 試料	3,820円
3 試験	(1) 強度試験	ア 引張り試験、圧縮試験、抗折試験、 曲げ試験又はせん断試験	1 試料	3,920円
		イ 衝撃試験	1 試料	3,890円
		ウ 硬さ試験 (ア) 研磨の必要なもの	1 試料 1 断面 3 箇所まで 1 試料 1 断面 3 箇所を超え 1 箇 所増すごとに	3,400円
				240円

	(イ) 研磨の不要なもの	1 試料 1 断面 3 箇所まで 1 試料 1 断面 3 箇所を超え 1 箇所増すごとに	2,590円 240円
	エ 超微小硬さ試験	1 試料 5 箇所	3,800円
	オ 疲労試験	1 試料 1 時間	350円
(2) 材料性状試験	ア プラスチック又は複合材		
	(ア) 密度測定	1 試料	5,080円
	(イ) ガラス含有量測定	〃	6,230円
	(ウ) 接触角測定	〃	3,810円
	イ 窯業材料又は土石類		
	(ア) 乾燥収縮率試験	1 試料	2,610円
	(イ) 焼成収縮率試験	〃	3,860円
	(ウ) 吸水率測定	〃	2,590円
	(エ) 比重測定	〃	2,590円
	(オ) 水分測定	〃	1,880円
	(カ) 粒度測定又は粘土分測定	〃	2,970円
	ウ 木材物性試験(密度、含水率、吸湿性及び収縮率に限る。)	1 試料	3,890円
	エ 繊維		
	(ア) 加ねん回数試験	1 試料	2,590円
(イ) 繊維度測定試験			
a 繊維度測定	〃	2,590円	
b 繊維むら測定	〃	3,080円	
(ウ) 糸検尺試験	1,000メートル	2,580円	
(エ) 含水率測定試験	1 試料	3,360円	
(オ) 原料定性試験			
a 物理試験	〃	3,850円	
b 化学試験	〃	4,590円	
(カ) 混紡率試験			
a 物理試験	1 試料 1 成分	5,150円	
b 化学試験	〃	5,900円	
(キ) 染料の部属試験	1 試料	3,850円	
(ク) 連続引張試験	〃	5,020円	
オ 粒度分析	1 試料	5,890円	
カ 試料調整			
(ア) プラスチック又は複合材	1 試料	3,820円	
(イ) 窯業材料又は土石類	〃	3,820円	
(3) 加工特性試験	ア 金属材料の成形性試験	1 試料	6,610円
	イ 繊維		
	(ア) 抱合力試験又は糸平滑性試験	1 試料	3,790円
	(イ) 巻縮率試験又は弾性率試験	〃	3,170円
	(ウ) 編目長試験又は織縮率試験	〃	2,580円
(エ) 精練漂白試験又は浸染試験	〃	2,640円	
(4) 電気試験	ア 絶縁耐圧試験	1 試料	1,870円
	イ イミュニティ試験又は耐ノイズ試験		
	(ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合	1 試料 1 時間	4,030円
(イ) 電波暗室(登録)を使用する場合	〃	7,220円	

(5) 表面処理試験	ア 膜厚試験 (ア) 顕微鏡による試験	1 試料 1箇所 1成分	6,470円
	(イ) 蛍光エックス線膜厚測定	〃	4,290円
	イ 密着性試験	1 試料 1箇所	3,780円
	ウ 試料調整	1 試料	2,600円
(6) 塗装試験	硬さ、密着、耐摩耗又は耐薬品性試験	1 試料	4,770円
(7) 耐食試験	ア 塩水噴霧試験	1 試料 1時間	270円
	イ 試験中の試料状態の記録	1 回	1,200円
	ウ 試料調整	1 試料	2,600円
(8) 耐候性試験	ア 恒温恒湿槽を使用する場合	1 バッチ 1時間	280円
	イ ビルトインチャンバーを使用する場合	1 バッチ 1時間	660円
	ウ サンシャインウエザーメータを使用する場合	1 バッチ 1時間	630円
	エ キセノンウエザーメータを使用する場合	1 バッチ 1時間	1,150円
	オ カーボンアーク灯光による耐光試験 (ア) 照射10時間以下	1 試料	230円
	(イ) 照射10時間を超え20時間以下	〃	360円
	(ウ) 照射20時間を超え40時間以下	〃	620円
(エ) 照射40時間を超え100時間以下	〃	1,400円	
カ 試料調整	1 試料	2,600円	
(9) 耐久性試験	ア 熱衝撃試験	1 バッチ 1時間	570円
	イ 加速寿命試験	1 バッチ 1時間	150円
	ウ 振動衝撃試験	1 試料 1時間	2,600円
(10) 製品性能試験	ア 家具 (ア) 繰返し衝撃試験	1 試料4,000回	4,820円
	(イ) 繰返し開閉試験	1 試料10,000回	3,840円
	(ウ) 繰返し荷重試験	1 試料50回	3,840円
	イ 窯業製品 (冷凍融解試験)	1 バッチ 1時間	290円
	ウ 繊維製品 (ア) 風合試験	1 試料	7,440円
	(イ) 毛羽測定試験	〃	2,590円
	(ウ) 通気性試験又は保温度試験	〃	3,810円
	(エ) 燃焼性試験 a ドライクリーニングを要する場合	〃	5,020円
	b ドライクリーニングを要しない場合	〃	3,810円
	(オ) 摩擦溶融試験	〃	3,790円
	(カ) 引き裂き強度試験、防すう度試験 又は破裂試験	〃	3,860円
	(キ) 収縮度試験、摩耗試験 (ニット) 又は水分平衡質量試験	〃	3,850円
	(ク) 滑脱抵抗力試験又は剥離試験	〃	4,340円
	(ケ) 耐水度試験又ははつ水度試験	〃	2,580円
	(コ) 繊維の静電気測定試験 a 恒温恒湿槽を使用する場合	〃	5,080円
	b 恒温恒湿槽を使用しない場合	〃	3,070円

		(サ) 染色堅ろう度試験 a 洗濯試験、熱湯試験、汗試験、 染色摩擦試験、酸化窒素ガス試験 又はホットプレッシング試験 b 漂白試験又は塩素処理水試験 (シ) 透湿性試験 (ス) 厚さ試験 (セ) ピリング試験又はスナッグ試験	〃 1 試料増すごとに 1 試料 1 試料増すごとに 1 試料 〃 〃	2,600円 240円 4,420円 760円 3,700円 2,580円 3,810円
	(11) 測定機器試験	ロックウェル硬度計	1 台	11,000円
4 計算及び解析	写真撮影	高速ビデオ撮影	1 件 1 時間	3,940円
5 企画及び設計	(1) デザイン	コンピュータ等の機器を利用した図面、色見本又は繊維図案等の試作	1 柄 配色変更 1 回ごとに	4,370円 250円
	(2) 繊維	ア 組織分解 (ア) 経方向×緯方向400以下 (イ) 経方向×緯方向401以上1,600以下 (ウ) 経方向×緯方向1,601以上3,600以下 下 (エ) 経方向×緯方向3,601以上6,400以下 下 (オ) 経方向×緯方向6,401以上10,000以下 以下 (カ) 経方向×緯方向10,001以上22,500以下 以下 (キ) (ア)から(カ)まで以外のもの イ 織物密度試験 (ア) 経糸及び緯糸それぞれ1センチメートル当たり20本以下 (イ) 経糸及び緯糸それぞれ1センチメートル当たり21本以上	1 試料 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 1 試料 〃	3,350円 4,590円 5,330円 6,320円 7,550円 8,780円 10,020円 1,630円 2,610円
6 情報の提供		情報の提供	1 件	実費相当額
7 カラー複写		カラー複写(試験及び技術指導に係る複写に限り、1原稿につき3枚を限度とする。)	1 枚	実費相当額
8 成績書の副本		成績書の副本	1 通	1,340円

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月26日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成11年新潟県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別記 第1号様式（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">要配慮個人情報</p> <input type="checkbox"/>人種 <input type="checkbox"/>信条 <input type="checkbox"/>社会的身分 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>犯罪の経歴 <input type="checkbox"/>犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/>心身の機能の障害があること <input type="checkbox"/>健康診断等の結果 <input type="checkbox"/>医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと <input type="checkbox"/>刑事事件に関する手続が行われたこと <input type="checkbox"/>少年の保護事件に関する手続が行われたこと </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">要配慮個人情報を収集する根拠</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">家庭の状況</p> <input type="checkbox"/>家族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/>生活記録 <input type="checkbox"/> </div>	<p>別記 第1号様式（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">内心</p> <input type="checkbox"/>思想・信条 <input type="checkbox"/>信教 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</p> <input type="checkbox"/>人種・民族 <input type="checkbox"/>犯罪歴 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">当該個人情報を収集する根拠</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">心身の状況</p> <input type="checkbox"/>健康状態 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>障害の状態 <input type="checkbox"/> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">家庭の状況</p> <input type="checkbox"/>家族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/>生活記録 <input type="checkbox"/> </div>

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第10号

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月26日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

医 師 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級				2 級				3 級				4 級			
		給 料 月 額				給 料 月 額				給 料 月 額				給 料 月 額			
		円				円				円				円			
再任用職員 以外の職員	1	246,400				331,800				396,700				471,100			
	2	248,900				334,800				399,600				473,400			
	3	251,400				337,700				402,500				475,600			
	4	253,900				340,700				405,300				477,900			
	5	256,200				343,400				408,000				480,200			
	6	260,000				346,700				410,700				482,400			
	7	263,800				349,800				413,500				484,600			
	8	267,600				352,900				416,200				486,800			
	9	271,200				355,700				418,600				488,800			
	10	275,200				358,600				421,300				490,900			
	11	279,200				361,700				423,900				493,000			
	12	283,200				364,900				426,600				495,100			
	13	287,000				367,900				429,000				497,200			
	14	291,000				371,500				431,500				499,300			
	15	294,900				374,700				433,900				501,400			
	16	298,800				378,400				436,400				503,500			
	17	302,600				382,000				438,500				505,600			
	18	306,200				384,700				440,900				507,600			
	19	309,700				387,500				443,200				509,600			
	20	313,300				390,200				445,600				511,600			
	21	316,900				393,100				447,200				513,400			
	22	320,600				395,700				449,600				515,200			
	23	324,100				398,300				452,000				517,100			
	24	327,600				400,700				454,300				519,000			
	25	331,100				402,900				456,300				520,700			
	26	333,900				405,200				458,600				522,500			
	27	336,500				407,400				460,800				524,300			
	28	339,100				409,700				463,100				526,100			
	29	341,900				412,000				465,300				527,800			
	30	344,000				414,100				467,600				529,600			

31	346,200	416,100	469,900	531,400
32	348,600	418,200	472,100	533,200
33	350,900	420,200	474,100	534,800
34	353,300	422,100	476,200	536,600
35	355,500	423,900	478,300	538,300
36	358,000	425,900	480,400	540,100
37	360,400	427,800	482,500	541,700
38	362,800	429,800	484,300	543,300
39	365,200	431,800	486,100	544,700
40	367,400	433,800	487,900	546,300
41	369,700	435,600	489,600	547,800
42	371,100	437,400	491,400	549,200
43	372,600	439,100	493,200	550,600
44	374,000	440,900	495,000	551,900
45	375,300	442,800	496,600	553,100
46	376,700	444,600	498,300	554,100
47	378,200	446,400	500,100	555,100
48	379,700	448,100	501,900	556,100
49	380,900	449,900	503,500	557,100
50	381,900	451,600	504,800	558,000
51	382,900	453,400	506,100	558,900
52	383,800	455,200	507,400	559,800
53	384,700	457,100	508,500	560,600
54	385,600	458,300	509,800	561,500
55	386,300	459,500	511,100	562,400
56	387,200	460,700	512,400	563,300
57	388,000	461,900	513,400	564,200
58	388,900	462,900	514,200	565,100
59	389,700	463,900	515,000	566,000
60	390,500	464,900	515,800	566,700
61	391,100	465,700	516,700	567,600
62	391,600	466,400	517,500	568,500
63	392,000	467,100	518,400	569,400
64	392,500	467,800	519,200	570,300
65	392,800	468,500	520,100	571,200
66		469,200	521,000	
67		469,900	521,700	
68		470,600	522,600	
69		470,900	523,500	
70		471,600	524,300	
71		472,300	525,200	

	72		473,000	526,100	
	73		473,400	526,900	
	74		474,000	527,800	
	75		474,700	528,700	
	76		475,400	529,400	
	77		475,800	530,200	
	78		476,400	531,100	
	79		477,000	532,000	
	80		477,500	532,900	
	81		478,100	533,700	
	82		478,600	534,600	
	83		479,100	535,500	
	84		479,600	536,400	
	85		480,000	537,200	
	86		480,600	538,100	
	87		481,000	539,000	
	88		481,500	539,900	
	89		482,000	540,700	
	90		482,600		
	91		483,200		
	92		483,600		
	93		484,100		
	94		484,700		
	95		485,300		
	96		485,900		
	97		486,400		
再任用職員		295,800	338,200	392,600	465,600

備考 この表は、病院に勤務する医師等に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（以下この項において「改正後の規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(施行細則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。

新潟県病院局管理規程第11号

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月26日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
(格付及び給料の支給)					(格付及び給料の支給)				
第4条 (略)					第4条 (略)				
2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の給料月額、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万2,800円</u> とする。					2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の給料月額、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万2,400円</u> とする。				
3 (略)					3 (略)				
別表第4 (第6条関係)					別表第4 (第6条関係)				
昇格時号給対応表					昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
(略)					(略)				
105	<u>56</u>	(略)			105	<u>57</u>	(略)		
106	57				106	57			
107	57				107	57			
108	57				108	58			
109	58				109	58			
110	58				110	58			
111	58				111	59			
112	59				112	59			
113	59				113	59			
114	59				114	60			
(略)					(略)				

第2条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職務の級号	1級	2級	3級	4級	5級
給 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	128,900	180,300	202,000	228,900	262,000
2	129,800	181,800	203,400	230,500	263,900
3	130,800	183,300	204,800	232,000	265,700
4	131,700	184,800	206,100	233,600	267,800

5	132,700	186,100	207,400	235,100	269,600
6	133,700	187,600	208,800	236,800	271,500
7	134,700	189,000	210,200	238,300	273,400
8	135,700	190,300	211,600	239,900	275,500
9	136,500	191,700	213,000	241,200	277,600
10	137,500	192,900	214,600	242,700	279,600
11	138,500	194,200	216,200	244,300	281,700
12	139,600	195,300	217,600	245,700	283,700
13	140,400	196,500	218,900	247,200	285,700
14	141,400	197,600	220,400	248,700	287,800
15	142,400	198,700	221,900	250,000	289,800
16	143,400	199,800	223,200	251,400	291,800
17	144,500	200,900	224,100	252,900	293,700
18	145,700	202,000	224,900	254,600	295,700
19	146,900	203,000	225,800	256,300	297,800
20	148,100	204,000	226,800	258,100	299,800
21	149,200	205,000	227,700	259,700	301,800
22	150,400	206,100	229,200	261,500	303,900
23	151,600	207,200	230,500	263,200	305,900
24	152,800	208,200	231,600	264,900	308,000
25	154,000	209,100	233,100	266,900	309,700
26	155,500	210,000	234,400	268,800	311,800
27	157,000	210,700	235,700	270,600	313,800
28	158,500	211,600	237,000	272,400	315,800
29	159,900	212,500	238,000	274,100	317,600
30	161,400	213,700	239,200	276,000	319,600
31	162,900	214,700	240,500	277,900	321,700
32	164,400	215,600	241,700	279,600	323,800
33	165,900	216,300	242,800	281,200	325,100
34	167,700	217,500	244,100	283,100	327,100
35	169,500	218,600	245,200	284,900	329,000
36	171,300	219,800	246,400	286,800	331,100
37	173,100	220,500	247,700	288,400	333,000
38	174,800	221,700	248,900	290,100	334,900
39	176,500	222,900	250,200	291,900	336,900
40	178,200	224,000	251,500	293,700	338,800
41	179,800	224,900	252,500	295,300	340,700
42	181,200	226,100	253,800	297,000	342,600
43	182,600	227,100	254,900	298,500	344,400
44	184,000	228,200	256,200	300,100	346,300
45	185,500	229,300	257,100	301,700	347,800

46	186,900	230,400	258,200	303,400	349,200
47	188,300	231,500	259,400	305,000	350,700
48	189,700	232,500	260,400	306,700	352,200
49	191,000	233,500	261,600	307,700	353,800
50	192,200	234,600	262,800	309,200	354,600
51	193,300	235,700	264,000	310,700	355,800
52	194,500	236,900	264,900	312,300	356,800
53	195,600	238,000	265,900	313,900	357,700
54	196,700	239,000	267,000	315,500	358,800
55	197,800	239,900	268,200	317,100	359,700
56	198,900	240,700	269,400	318,600	360,800
57	200,000	241,600	270,200	320,100	361,700
58	201,000	242,600	271,200	321,300	362,400
59	202,000	243,600	272,300	322,500	363,100
60	203,000	244,500	273,300	323,700	363,800
61	204,100	245,400	274,400	324,400	364,200
62	205,000	246,300	275,500	325,300	364,800
63	205,900	247,200	276,300	326,100	365,500
64	206,800	248,100	277,400	326,900	366,200
65	207,500	248,900	278,200	327,800	366,500
66	208,300	249,700	279,000	328,200	367,200
67	209,000	250,500	279,800	328,900	367,900
68	209,800	251,200	280,600	329,700	368,600
69	210,200	252,000	281,300	330,500	368,900
70	210,800	252,600	282,100	331,200	369,500
71	211,100	253,000	282,900	331,900	370,200
72	211,700	253,400	283,600	332,600	370,800
73	211,900	253,600	284,400	333,100	371,100
74	212,500	254,000	285,100	333,700	371,700
75	213,000	254,500	285,900	334,200	372,400
76	213,800	255,000	286,700	334,800	373,000
77	214,000	255,400	287,300	335,100	373,400
78	214,700	255,800	287,800	335,600	373,900
79	215,200	256,300	288,300	336,000	374,500
80	215,800	256,800	288,700	336,500	375,000
81	216,500	257,100	289,100	336,900	375,500
82	217,000	257,400	289,500	337,400	376,100
83	217,600	257,700	290,000	337,900	376,600
84	218,300	258,000	290,500	338,400	376,900
85	218,900	258,200	290,900	338,700	377,300
86	219,400	258,400	291,500	339,100	377,800

87	219,900	258,700	292,100	339,600	378,200
88	220,600	259,000	292,700	340,000	378,600
89	221,100	259,200	293,000	340,300	379,000
90	221,700	259,400	293,500	340,700	379,500
91	222,300	259,800	294,000	341,200	379,900
92	222,800	260,000	294,400	341,600	380,300
93	223,200	260,300	294,800	341,800	380,600
94	223,700	260,700	295,300	342,200	
95	224,200	261,000	295,800	342,700	
96	224,700	261,300	296,300	343,100	
97	225,200	261,500	296,600	343,200	
98	225,700	261,800	297,000	343,700	
99	226,200	262,000	297,500	344,100	
100	226,700	262,300	298,000	344,400	
101	227,100	262,600	298,400	344,700	
102	227,600	262,800	298,800	345,100	
103	228,200	263,100	299,100	345,500	
104	228,800	263,400	299,400	345,900	
105	229,200	263,600	299,700	346,400	
106	229,700	263,800	300,100	346,800	
107	230,000	264,100	300,500	347,200	
108	230,400	264,300	300,900	347,600	
109	230,600	264,600	301,200	348,100	
110	231,000	264,900	301,600	348,500	
111	231,500	265,200	302,000	348,800	
112	232,000	265,400	302,300	349,100	
113	232,200	265,600	302,500	349,600	
114	232,700	265,900	302,800		
115	233,200	266,100	303,100		
116	233,700	266,300	303,300		
117	234,000	266,600	303,500		
118	234,400	266,900	303,800		
119	234,800	267,200	304,100		
120	235,200	267,500	304,300		
121	235,600	267,600	304,500		
122		267,900	304,800		
123		268,200	305,100		
124		268,500	305,300		
125		268,600	305,500		
126		268,900	305,800		
127		269,200	306,100		

128		269,500	306,300		
129		269,600	306,500		
130		269,900	306,800		
131		270,200	307,100		
132		270,500	307,300		
133		270,600	307,500		
134		270,900			
135		271,200			
136		271,500			
137		271,600			

附 則

(施行期日等)

- この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(昇格時号給対応表の改正に伴う経過措置)
- 平成29年4月1日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第1条の規定による改正後の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程(以下この項において「改正後の規程」という。)別表第4の規定による号給が第1条の規定による改正前の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程(以下この項において「改正前の規程」という。)別表第4の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程別表第4の規定にかかわらず、改正前の規程別表第4の規定による号給とするものとする。
- 施行日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

- 改正後の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程(以下この項において「改正後の規程」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与(新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(平成26年新潟県病院局管理規程第12号。以下この項において「平成26年改正規程」という。)附則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の規程の規定による給与(平成26年改正規程附則第6項の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(施行細則)

- 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第7号

新潟県企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月26日

新潟県企業管理者 小林 康 昌

新潟県企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

新潟県企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年新潟県企業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																																					
<p>別記 第1号様式（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="550 772 782 1601"> <tr><td>要配慮個人情報</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>人種</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>信条</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>社会的身分</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>病歴</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>犯罪の経歴</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>犯罪により害を被った事実</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>心身の機能の障害があること</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>健康診断等の結果</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>刑事事件に関する手続が行われたこと</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>少年の保護事件に関する手続が行われたこと</td></tr> </table> <p>要配慮個人情報を収集する根拠</p> <table border="1" data-bbox="268 1563 507 1953"> <tr><td>家庭の状況</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>家族関係</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>婚姻歴</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>生活記録</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種	<input type="checkbox"/> 信条	<input type="checkbox"/> 社会的身分	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 犯罪の経歴	<input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実	<input type="checkbox"/> 心身の機能の障害があること	<input type="checkbox"/> 健康診断等の結果	<input type="checkbox"/> 医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと	<input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続が行われたこと	<input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続が行われたこと	家庭の状況	<input type="checkbox"/> 家族関係	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 生活記録	<input type="checkbox"/>	<p>別記 第1号様式（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1157 772 1396 1601"> <tr><td>内心</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>思想・信条</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>信教</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>人種・民族</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>犯罪歴</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table> <p>当該個人情報を収集する根拠</p> <table border="1" data-bbox="877 1563 1117 1953"> <tr><td>心身の状況</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>健康状態</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>病歴</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>障害の状態</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>家庭の状況</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>家族関係</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>婚姻歴</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>生活記録</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>	内心	<input type="checkbox"/> 思想・信条	<input type="checkbox"/> 信教	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	<input type="checkbox"/> 人種・民族	<input type="checkbox"/> 犯罪歴	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 障害の状態	<input type="checkbox"/>	家庭の状況	<input type="checkbox"/> 家族関係	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 生活記録	<input type="checkbox"/>
要配慮個人情報																																						
<input type="checkbox"/> 人種																																						
<input type="checkbox"/> 信条																																						
<input type="checkbox"/> 社会的身分																																						
<input type="checkbox"/> 病歴																																						
<input type="checkbox"/> 犯罪の経歴																																						
<input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実																																						
<input type="checkbox"/> 心身の機能の障害があること																																						
<input type="checkbox"/> 健康診断等の結果																																						
<input type="checkbox"/> 医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと																																						
<input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続が行われたこと																																						
<input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続が行われたこと																																						
家庭の状況																																						
<input type="checkbox"/> 家族関係																																						
<input type="checkbox"/> 婚姻歴																																						
<input type="checkbox"/> 生活記録																																						
<input type="checkbox"/>																																						
内心																																						
<input type="checkbox"/> 思想・信条																																						
<input type="checkbox"/> 信教																																						
<input type="checkbox"/>																																						
<input type="checkbox"/>																																						
社会的差別の原因となるおそれのある個人情報																																						
<input type="checkbox"/> 人種・民族																																						
<input type="checkbox"/> 犯罪歴																																						
<input type="checkbox"/>																																						
<input type="checkbox"/>																																						
心身の状況																																						
<input type="checkbox"/> 健康状態																																						
<input type="checkbox"/> 病歴																																						
<input type="checkbox"/> 障害の状態																																						
<input type="checkbox"/>																																						
家庭の状況																																						
<input type="checkbox"/> 家族関係																																						
<input type="checkbox"/> 婚姻歴																																						
<input type="checkbox"/> 生活記録																																						
<input type="checkbox"/>																																						

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県企業局管理規程第8号

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月26日

新潟県企業管理者 小 林 康 昌

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県企業局企業職員給与規程（昭和30年新潟県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前						
第3条 (略) 2・3 (略) 4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された技能労務職員の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、 <u>22万2,800円</u> とする。 5～10 (略)					第3条 (略) 2・3 (略) 4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された技能労務職員の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、 <u>22万2,400円</u> とする。 5～10 (略)						
別表第4 (第3条関係) 昇格時号給対応表					別表第4 (第3条関係) 昇格時号給対応表						
昇格した日の前日に受けていた号給		昇格後の号給			昇格した日の前日に受けていた号給		昇格後の号給				
		2級	3級	4級	5級			2級	3級	4級	5級
(略)					(略)						
105	56	(略)			105	57	(略)				
106	57				106	57					
107	57				107	57					
108	57				108	58					
109	58				109	58					
110	58				110	58					
111	58				111	59					
112	59				112	59					
113	59				113	59					
114	59				114	60					
(略)					(略)						

第2条 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技 能 労 務 職 給 料 表

職務の級号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給 料	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	128,900	180,300	202,000	228,900	262,000
2	129,800	181,800	203,400	230,500	263,900
3	130,800	183,300	204,800	232,000	265,700
4	131,700	184,800	206,100	233,600	267,800

5	132,700	186,100	207,400	235,100	269,600
6	133,700	187,600	208,800	236,800	271,500
7	134,700	189,000	210,200	238,300	273,400
8	135,700	190,300	211,600	239,900	275,500
9	136,500	191,700	213,000	241,200	277,600
10	137,500	192,900	214,600	242,700	279,600
11	138,500	194,200	216,200	244,300	281,700
12	139,600	195,300	217,600	245,700	283,700
13	140,400	196,500	218,900	247,200	285,700
14	141,400	197,600	220,400	248,700	287,800
15	142,400	198,700	221,900	250,000	289,800
16	143,400	199,800	223,200	251,400	291,800
17	144,500	200,900	224,100	252,900	293,700
18	145,700	202,000	224,900	254,600	295,700
19	146,900	203,000	225,800	256,300	297,800
20	148,100	204,000	226,800	258,100	299,800
21	149,200	205,000	227,700	259,700	301,800
22	150,400	206,100	229,200	261,500	303,900
23	151,600	207,200	230,500	263,200	305,900
24	152,800	208,200	231,600	264,900	308,000
25	154,000	209,100	233,100	266,900	309,700
26	155,500	210,000	234,400	268,800	311,800
27	157,000	210,700	235,700	270,600	313,800
28	158,500	211,600	237,000	272,400	315,800
29	159,900	212,500	238,000	274,100	317,600
30	161,400	213,700	239,200	276,000	319,600
31	162,900	214,700	240,500	277,900	321,700
32	164,400	215,600	241,700	279,600	323,800
33	165,900	216,300	242,800	281,200	325,100
34	167,700	217,500	244,100	283,100	327,100
35	169,500	218,600	245,200	284,900	329,000
36	171,300	219,800	246,400	286,800	331,100
37	173,100	220,500	247,700	288,400	333,000
38	174,800	221,700	248,900	290,100	334,900
39	176,500	222,900	250,200	291,900	336,900
40	178,200	224,000	251,500	293,700	338,800
41	179,800	224,900	252,500	295,300	340,700
42	181,200	226,100	253,800	297,000	342,600
43	182,600	227,100	254,900	298,500	344,400
44	184,000	228,200	256,200	300,100	346,300
45	185,500	229,300	257,100	301,700	347,800

46	186,900	230,400	258,200	303,400	349,200
47	188,300	231,500	259,400	305,000	350,700
48	189,700	232,500	260,400	306,700	352,200
49	191,000	233,500	261,600	307,700	353,800
50	192,200	234,600	262,800	309,200	354,600
51	193,300	235,700	264,000	310,700	355,800
52	194,500	236,900	264,900	312,300	356,800
53	195,600	238,000	265,900	313,900	357,700
54	196,700	239,000	267,000	315,500	358,800
55	197,800	239,900	268,200	317,100	359,700
56	198,900	240,700	269,400	318,600	360,800
57	200,000	241,600	270,200	320,100	361,700
58	201,000	242,600	271,200	321,300	362,400
59	202,000	243,600	272,300	322,500	363,100
60	203,000	244,500	273,300	323,700	363,800
61	204,100	245,400	274,400	324,400	364,200
62	205,000	246,300	275,500	325,300	364,800
63	205,900	247,200	276,300	326,100	365,500
64	206,800	248,100	277,400	326,900	366,200
65	207,500	248,900	278,200	327,800	366,500
66	208,300	249,700	279,000	328,200	367,200
67	209,000	250,500	279,800	328,900	367,900
68	209,800	251,200	280,600	329,700	368,600
69	210,200	252,000	281,300	330,500	368,900
70	210,800	252,600	282,100	331,200	369,500
71	211,100	253,000	282,900	331,900	370,200
72	211,700	253,400	283,600	332,600	370,800
73	211,900	253,600	284,400	333,100	371,100
74	212,500	254,000	285,100	333,700	371,700
75	213,000	254,500	285,900	334,200	372,400
76	213,800	255,000	286,700	334,800	373,000
77	214,000	255,400	287,300	335,100	373,400
78	214,700	255,800	287,800	335,600	373,900
79	215,200	256,300	288,300	336,000	374,500
80	215,800	256,800	288,700	336,500	375,000
81	216,500	257,100	289,100	336,900	375,500
82	217,000	257,400	289,500	337,400	376,100
83	217,600	257,700	290,000	337,900	376,600
84	218,300	258,000	290,500	338,400	376,900
85	218,900	258,200	290,900	338,700	377,300
86	219,400	258,400	291,500	339,100	377,800

87	219,900	258,700	292,100	339,600	378,200
88	220,600	259,000	292,700	340,000	378,600
89	221,100	259,200	293,000	340,300	379,000
90	221,700	259,400	293,500	340,700	379,500
91	222,300	259,800	294,000	341,200	379,900
92	222,800	260,000	294,400	341,600	380,300
93	223,200	260,300	294,800	341,800	380,600
94	223,700	260,700	295,300	342,200	
95	224,200	261,000	295,800	342,700	
96	224,700	261,300	296,300	343,100	
97	225,200	261,500	296,600	343,200	
98	225,700	261,800	297,000	343,700	
99	226,200	262,000	297,500	344,100	
100	226,700	262,300	298,000	344,400	
101	227,100	262,600	298,400	344,700	
102	227,600	262,800	298,800	345,100	
103	228,200	263,100	299,100	345,500	
104	228,800	263,400	299,400	345,900	
105	229,200	263,600	299,700	346,400	
106	229,700	263,800	300,100	346,800	
107	230,000	264,100	300,500	347,200	
108	230,400	264,300	300,900	347,600	
109	230,600	264,600	301,200	348,100	
110	231,000	264,900	301,600	348,500	
111	231,500	265,200	302,000	348,800	
112	232,000	265,400	302,300	349,100	
113	232,200	265,600	302,500	349,600	
114	232,700	265,900	302,800		
115	233,200	266,100	303,100		
116	233,700	266,300	303,300		
117	234,000	266,600	303,500		
118	234,400	266,900	303,800		
119	234,800	267,200	304,100		
120	235,200	267,500	304,300		
121	235,600	267,600	304,500		
122		267,900	304,800		
123		268,200	305,100		
124		268,500	305,300		
125		268,600	305,500		
126		268,900	305,800		
127		269,200	306,100		

128		269,500	306,300		
129		269,600	306,500		
130		269,900	306,800		
131		270,200	307,100		
132		270,500	307,300		
133		270,600	307,500		
134		270,900			
135		271,200			
136		271,500			
137		271,600			

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(昇格時号給対応表の改正に伴う経過措置)

2 平成29年4月1日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第1条の規定による改正後の新潟県企業局企業職員給与規程(以下この項において「改正後の規程」という。)別表第4の規定による号給が第1条の規定による改正前の新潟県企業局企業職員給与規程(以下この項において「改正前の規程」という。)別表第4の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程別表第4の規定にかかわらず、改正前の規程別表第4の規定による号給とするものとする。

3 施行日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

4 改正後の新潟県企業局企業職員給与規程(以下この項において「改正後の規程」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の新潟県企業局企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与(新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年新潟県企業局管理規程第10号。以下この項において「平成26年改正規程」という。)附則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の規程の規定による給与(平成26年改正規程附則第6項の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(施行細則)

5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、普通職員の例による。

議 会 規 程

議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年12月26日

新潟県議会議長 金谷 国彦

新潟県議会規程第2号

議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年新潟県議会規程第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>別記 第1号様式（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>要配慮個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>人種 <input type="checkbox"/>信条 <input type="checkbox"/>社会的身分 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>犯罪の経歴 <input type="checkbox"/>犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/>心身の機能の障害があること <input type="checkbox"/>健康診断等の結果 <input type="checkbox"/>医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと <input type="checkbox"/>刑事事件に関する手続が行われたこと <input type="checkbox"/>少年の保護事件に関する手続が行われたこと <p>要配慮個人情報を収集する根拠</p> </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>家庭の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>家族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/>生活記録 <input type="checkbox"/> </div> </div>	<p>別記 第1号様式（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>内心</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>思想・信条 <input type="checkbox"/>信教 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p>社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>人種・民族 <input type="checkbox"/>犯罪歴 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p>当該個人情報を収集する根拠</p> </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>心身の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>健康状態 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>障害の状態 <input type="checkbox"/> <p>家庭の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>家族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/>生活記録 <input type="checkbox"/> </div> </div>

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

人事委員会規則

新潟県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第2-112号

新潟県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年新潟県人事委員会規則第2-91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別記 第1号様式（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>要配慮個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>人種 <input type="checkbox"/>信条 <input type="checkbox"/>社会的身分 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>犯罪の経歴 <input type="checkbox"/>犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/>心身の機能の障害があること <input type="checkbox"/>健康診断等の結果 <input type="checkbox"/>医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと <input type="checkbox"/>刑事事件に関する手続が行われたこと <input type="checkbox"/>少年の保護事件に関する手続が行われたこと <p>要配慮個人情報を収集する根拠</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px; width: fit-content;"> <p>家庭の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>家族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/>生活記録 <input type="checkbox"/> </div> </div>	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第43号）等に基づき、平成29年改正条例の施行に伴う平成26年改正条例附則第8項及び第9項の規定による給料の特例に関する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1812号

平成29年改正条例の施行に伴う平成26年改正条例附則第8項及び第9項の規定による給料の特例に関する規則

平成29年4月1日から一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第43号）の施行の日の前日までの間において平成26年改正条例附則第7項、第8項及び第9項の規定による給料に関する規則（規則第6-1754号）第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）附則第8項又は第9項の規定による給料については、同規則第3条又は第4条の規定にかかわらず、委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻克恕

新潟県人事委員会規則第6-1813号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第6-45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後									改正前								
別表第18の3 昇格時号給対応表									別表第18の3 昇格時号給対応表								
イ (略)									イ (略)								
ロ 公安職給料表昇格時号給対応表									ロ 公安職給料表昇格時号給対応表								
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給								昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1								1	1							
2	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	1								3	1							
4	1								4	1							
(略)									(略)								
85	77								85	77							
86	77								86	78							
87	78								87	79							
88	78								88	80							
89	79								89	81							
90	79	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	90	81	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
91	80								91	82							
92	80								92	82							
93	81								93	83							
94	82								94	83							
95	83								95	84							
(略)									(略)								
145		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	145		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ハ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表									ハ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表								
昇格した日の前日に受けていた号給	2級	特2級	3級	4級					昇格した日の前日に受けていた号給	2級	特2級	3級	4級				
1	1								1	1							
2	1	(略)	(略)	(略)					2	1	(略)	(略)	(略)				
3	1								3	1							
4	1								4	1							
(略)									(略)								
117	61								117	61							
118	61								118	62							
119	62								119	62							
120	62								120	62							
121	62								121	62							
122	62								122	62							
123	62	(略)	(略)	(略)					123	63	(略)	(略)	(略)				
124	62								124	63							
125	63								125	63							
126	63								126	63							
127	63								127	63							
128	63								128	64							
129	63								129	64							

130	<u>63</u>	(略)	(略)	(略)
131	64			
132	64			
133	<u>64</u>			
134	<u>64</u>			
135	<u>64</u>			
136	<u>64</u>			
137	65			
138	65			
139	<u>65</u>			
140	<u>65</u>			
141	<u>65</u>			
142	66			
143	66			
144	66			
145	<u>66</u>			
146	<u>66</u>			
147	67			
148	67			
149	67			
150	67			
151	<u>67</u>			
152	68			
153	68			

130	<u>64</u>	(略)	(略)	(略)
131	64			
132	64			
133	<u>65</u>			
134	<u>65</u>			
135	<u>65</u>			
136	<u>65</u>			
137	65			
138	65			
139	<u>66</u>			
140	<u>66</u>			
141	<u>66</u>			
142	66			
143	66			
144	66			
145	<u>67</u>			
146	<u>67</u>			
147	67			
148	67			
149	67			
150	67			
151	<u>68</u>			
152	68			
153	68			

二 教育職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	(略)	(略)	(略)
2	1			
3	1			
4	1			
(略)				
102	65	(略)	(略)	(略)
103	<u>65</u>			
104	66			
105	66			
106	66			
107	66			
108	66			
109	<u>66</u>			
110	<u>66</u>			
111	67			
112	67			
113	67			
114	67			
115	<u>67</u>			
116	<u>67</u>			
117	<u>67</u>			
118	68			
119	68			
120	68			
121	<u>68</u>			
122	<u>68</u>			
123	<u>68</u>			

二 教育職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	(略)	(略)	(略)
2	1			
3	1			
4	1			
(略)				
102	65	(略)	(略)	(略)
103	<u>66</u>			
104	66			
105	66			
106	66			
107	66			
108	66			
109	<u>67</u>			
110	<u>67</u>			
111	67			
112	67			
113	67			
114	67			
115	<u>68</u>			
116	<u>68</u>			
117	<u>68</u>			
118	68			
119	68			
120	68			
121	<u>69</u>			
122	<u>69</u>			
123	<u>70</u>			

124	<u>68</u>	(略)	(略)	(略)
125	<u>69</u>			

ホ 医療職給料表(-)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	(略)	(略)
2	1		
3	1		
4	1		
(略)			
50	28	(略)	(略)
51	<u>28</u>		
52	29		
53	29		
54	<u>29</u>		
55	<u>29</u>		
56	30		
57	<u>30</u>		
58	<u>30</u>		
59	<u>30</u>		
60	<u>31</u>		
61	<u>31</u>		
62	<u>31</u>		
63	<u>31</u>		
64	<u>32</u>		
65	<u>32</u>		
(略)			
97		(略)	(略)

ヘ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	1						
3	1						
4	1						
(略)							
57	33	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
58	<u>33</u>						
59	<u>34</u>						
60	<u>34</u>						
61	<u>35</u>						
62	<u>35</u>						
63	<u>36</u>						
64	<u>36</u>						
65	<u>37</u>						
66	<u>38</u>						
67	<u>39</u>						
(略)							
113		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ト 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

124	<u>70</u>	(略)	(略)	(略)
125	<u>71</u>			

ホ 医療職給料表(-)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	(略)	(略)
2	1		
3	1		
4	1		
(略)			
50	28	(略)	(略)
51	<u>29</u>		
52	29		
53	29		
54	<u>30</u>		
55	<u>30</u>		
56	30		
57	<u>31</u>		
58	<u>31</u>		
59	<u>31</u>		
60	<u>32</u>		
61	<u>32</u>		
62	<u>32</u>		
63	<u>33</u>		
64	<u>33</u>		
65	<u>33</u>		
(略)			
97		(略)	(略)

ヘ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	1						
3	1						
4	1						
(略)							
57	33	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
58	<u>34</u>						
59	<u>35</u>						
60	<u>36</u>						
61	<u>37</u>						
62	<u>37</u>						
63	<u>38</u>						
64	<u>38</u>						
65	<u>39</u>						
66	<u>39</u>						
67	<u>40</u>						
(略)							
113		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ト 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2	1					
3	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4	1					
(略)						
101	77					
102	<u>77</u>					
103	<u>78</u>					
104	<u>78</u>					
105	<u>79</u>					
106	<u>79</u>					
107	<u>80</u>					
108	<u>80</u>					
109	81					
110	<u>81</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
111	<u>81</u>					
112	81					
113	82					
114	82					
115	<u>82</u>					
116	<u>82</u>					
117	83					
118	83					
119	83					
120	<u>83</u>					
(略)						
169	97	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2	1					
3	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4	1					
(略)						
101	77					
102	<u>78</u>					
103	<u>79</u>					
104	<u>80</u>					
105	<u>81</u>					
106	<u>81</u>					
107	<u>81</u>					
108	<u>81</u>					
109	81					
110	<u>82</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
111	<u>82</u>					
112	<u>82</u>					
113	82					
114	82					
115	<u>83</u>					
116	<u>83</u>					
117	83					
118	83					
119	83					
120	<u>84</u>					
(略)						
169	97	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

チ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1		
2	1	1	(略)	(略)
3	1	1		
4	1	1		
(略)				
83	42	33		
84	42	<u>33</u>		
85	43	34		
86	43	34		
87	44	<u>34</u>		
88	44	<u>34</u>		
89	45	35		
90	46	<u>35</u>		
91	47	<u>35</u>		
92	48	<u>35</u>	(略)	(略)
93	49	<u>36</u>		
94	50	<u>36</u>		
95	51	<u>36</u>		
96	52	<u>36</u>		
97	53	<u>37</u>		
98	<u>53</u>	<u>37</u>		
99	<u>54</u>	<u>37</u>		
100	<u>54</u>	38		
101	<u>55</u>	<u>38</u>		

チ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1		
2	1	1	(略)	(略)
3	1	1		
4	1	1		
(略)				
83	42	33		
84	42	<u>34</u>		
85	43	34		
86	43	34		
87	44	<u>35</u>		
88	44	<u>35</u>		
89	45	35		
90	46	<u>36</u>		
91	47	<u>36</u>		
92	48	<u>36</u>	(略)	(略)
93	49	<u>37</u>		
94	50	<u>37</u>		
95	51	<u>37</u>		
96	52	<u>37</u>		
97	53	<u>38</u>		
98	<u>54</u>	<u>38</u>		
99	<u>55</u>	<u>38</u>		
100	<u>56</u>	38		
101	<u>57</u>	<u>39</u>		

102	<u>55</u>	<u>38</u>	(略)	(略)
103	<u>56</u>	39		
104	<u>56</u>	39		
105	<u>57</u>	39		
106	<u>57</u>	<u>39</u>		
107	<u>58</u>	40		
108	<u>58</u>	40		
109	59	40		
110	<u>59</u>	40		
(略)				
121	63	43	(略)	(略)

102	<u>57</u>	<u>39</u>	(略)	(略)
103	<u>57</u>	39		
104	<u>58</u>	39		
105	<u>58</u>	39		
106	<u>58</u>	<u>40</u>		
107	<u>59</u>	40		
108	<u>59</u>	40		
109	59	40		
110	<u>60</u>	40		
(略)				
121	63	43	(略)	(略)

リ 福祉職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	(略)	(略)	(略)	(略)
2	1				
3	1				
4	1				
(略)					
99	53	(略)	(略)	(略)	(略)
100	<u>53</u>				
101	54				
102	54				
103	<u>54</u>				
104	<u>54</u>				
105	55				
106	<u>55</u>				
107	<u>55</u>				
108	<u>55</u>				
109	<u>56</u>				
110	<u>56</u>				
111	<u>56</u>				
112	<u>56</u>				
113	57				
114	<u>57</u>				
115	<u>57</u>				
116	<u>57</u>				
117	<u>57</u>				
118	58				
119	<u>58</u>				
120	<u>58</u>				
121	<u>58</u>				
122	<u>58</u>				
123	59				
124	<u>59</u>				
125	<u>59</u>				
126	<u>59</u>				
127	<u>59</u>				
128	60				
129	<u>60</u>				
130	<u>60</u>				
131	<u>60</u>				
132	<u>60</u>				
133	61				
134	<u>61</u>				

リ 福祉職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	(略)	(略)	(略)	(略)
2	1				
3	1				
4	1				
(略)					
99	53	(略)	(略)	(略)	(略)
100	<u>54</u>				
101	54				
102	54				
103	<u>55</u>				
104	<u>55</u>				
105	55				
106	<u>56</u>				
107	<u>56</u>				
108	<u>56</u>				
109	<u>57</u>				
110	<u>57</u>				
111	<u>57</u>				
112	<u>57</u>				
113	57				
114	<u>58</u>				
115	<u>58</u>				
116	<u>58</u>				
117	<u>58</u>				
118	58				
119	<u>59</u>				
120	<u>59</u>				
121	<u>59</u>				
122	<u>59</u>				
123	59				
124	<u>60</u>				
125	<u>60</u>				
126	<u>60</u>				
127	<u>60</u>				
128	60				
129	<u>61</u>				
130	<u>61</u>				
131	<u>61</u>				
132	<u>61</u>				
133	61				
134	<u>62</u>				

135	<u>61</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	135	<u>62</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
136	<u>61</u>					136	<u>62</u>				
137	<u>61</u>					137	<u>62</u>				
138	<u>61</u>					138	<u>62</u>				
139	62					139	62				
140	62					140	62				
141	<u>62</u>					141	<u>63</u>				
142	<u>62</u>					142	<u>63</u>				
143	<u>62</u>					143	<u>63</u>				
144	<u>62</u>					144	<u>63</u>				
145	63					145	63				
146	63					146	63				
147	63					147	63				
148	<u>63</u>					148	<u>64</u>				
149	<u>63</u>					149	<u>64</u>				
150	<u>63</u>	150	<u>64</u>								
(略)						(略)					
153	64	(略)	(略)	(略)	(略)	153	64	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)						備考 (略)					

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 平成29年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 施行日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1814号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（規則第6-140号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項 職 員	3 項 職 員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 414,300	円 368,400	円 308,300	円 50,700	円 35,000
1 年 以 上 2 年 未 満	414,300	368,400	308,300	50,700	35,000
2 年 以 上 3 年 未 満	414,300	368,400	308,300	50,700	35,000
3 年 以 上 4 年 未 満	414,300	368,400	308,300	50,700	35,000
4 年 以 上 5 年 未 満	414,300	368,400	308,300	50,700	35,000
5 年 以 上 6 年 未 満	414,300	368,400	308,300	50,700	31,000
6 年 以 上 7 年 未 満	414,300	368,400	308,300	48,900	27,000
7 年 以 上 8 年 未 満	414,300	368,400	308,300	47,100	23,000
8 年 以 上 9 年 未 満	414,300	368,400	308,300	45,300	19,000
9 年 以 上 10 年 未 満	414,300	368,400	308,300	43,500	15,000
10 年 以 上 11 年 未 満	414,300	368,400	308,300	41,700	12,500
11 年 以 上 12 年 未 満	414,300	368,400	308,300	39,900	10,000
12 年 以 上 13 年 未 満	414,300	368,400	308,300	38,100	7,500
13 年 以 上 14 年 未 満	414,300	368,400	308,300	36,300	5,000
14 年 以 上 15 年 未 満	414,300	368,400	308,300	34,900	2,500
15 年 以 上 16 年 未 満	414,300	368,400	308,300	33,500	
16 年 以 上 17 年 未 満	409,900	364,400	305,000	32,100	
17 年 以 上 18 年 未 満	405,500	360,400	301,700	30,700	
18 年 以 上 19 年 未 満	401,100	356,400	298,400	29,300	
19 年 以 上 20 年 未 満	396,700	352,400	295,100	27,900	
20 年 以 上 21 年 未 満	392,300	348,400	291,800	26,500	
21 年 以 上 22 年 未 満	372,900	331,500	278,000	25,900	
22 年 以 上 23 年 未 満	353,100	314,300	264,000	25,300	
23 年 以 上 24 年 未 満	333,800	297,600	250,500	24,300	
24 年 以 上 25 年 未 満	314,400	280,700	236,600	23,700	
25 年 以 上 26 年 未 満	294,900	263,800	222,900	23,100	
26 年 以 上 27 年 未 満	272,200	243,000	205,300	22,500	
27 年 以 上 28 年 未 満	250,000	222,600	188,200	21,900	
28 年 以 上 29 年 未 満	227,600	202,200	170,900	21,100	
29 年 以 上 30 年 未 満	204,800	181,400	153,300	20,800	
30 年 以 上 31 年 未 満	180,000	159,500	135,300	20,400	
31 年 以 上 32 年 未 満	155,100	137,600	117,000	19,800	
32 年 以 上 33 年 未 満	130,500	115,900	99,100	18,900	
33 年 以 上 34 年 未 満	92,400	84,000	73,100	18,000	
34 年 以 上 35 年 未 満	57,100	54,200	48,800	17,300	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1815号

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当の支給に関する規則（規則第6-6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条（略）</p> <p><u>（行政職給料表の9級以上の職員に相当する職員）</u></p> <p>第1条の2 <u>一般職員給与条例第16条第1項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものとする。</u></p> <p>第2条（略）</p> <p><u>（行政職給料表の8級の職員に相当する職員）</u></p> <p>第2条の2 <u>一般職員給与条例第16条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u></p> <p><u>（1）公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの</u></p> <p><u>（2）医療職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの</u></p> <p><u>（3）研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの</u></p> <p>（認定等）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 任命権者は、一般職員給与条例第17条第1項第2号及び市町村立学校職員給与条例第18条第1項第2号の「22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合」並びに一般職員給与条例第17条第3項第7号及び市町村立学校職員給与条例第18条第3項第3号の「特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合」については、別紙様式第2の扶養手当認定簿に記載され又は第5項において総務事務システムに記録された当該扶養親族の生年月日によつて当該事実を確認し、認定するものとする。</p> <p>3～6（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>第2条（略）</p> <p>（認定等）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 任命権者は、一般職員給与条例第17条第1項第2号及び市町村立学校職員給与条例第18条第1項第2号の「22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合」並びに一般職員給与条例第17条第3項及び市町村立学校職員給与条例第18条第3項の「特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合」については、別紙様式第2の扶養手当認定簿に記載され又は第5項において総務事務システムに記録された当該扶養親族の生年月日によつて当該事実を確認し、認定するものとする。</p> <p>3～6（略）</p>

<p>別紙様式第2 (第4条関係) 扶養手当認定簿</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1～5 (略) 6 (略) (ア)、(イ) (略) (ウ) <u>配偶者以外の扶養親族を有する職員が配偶者を有する職員又は配偶者のない職員となつた場合</u></p> <p>7 (略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>別紙様式第2 (第4条関係) 扶養手当認定簿</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1～5 (略) 6 (略) (ア)、(イ) (略) (ウ) <u>職員に一般職員給与条例第17条第1項第3号若しくは第4号又は市町村立学校職員給与条例第18条第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>7 (略)</p> <p>備考 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(平成29年改正条例附則第4項から第6項までの規定が適用される間の読替え)
- 2 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間は、扶養手当の支給に関する規則第3条第1項中「一般職員給与条例第17条第1項及び市町村立学校職員給与条例第18条第1項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第43号。以下「改正条例」という。)附則第4項及び第6項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第17条第1項並びに改正条例附則第5項の規定により読み替えられた市町村立学校職員給与条例第18条第1項」とする。
(経過措置)
- 3 改正後の別紙様式第2の扶養手当認定簿については、当分の間、従前の様式によることができる。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1816号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則(規則第6-628号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>(平成29年改正条例附則第4項から第6項までの規定が適用される間の読替え)</u></p> <p>5 <u>平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条第3号中「一般職員給与条例第17条第1項及び市町村立学校職員給与条例第18条第1項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第43号。以下「改正条例」という。)附則第4項及び第6項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第17条第1項並びに改正条例附則第5項の規定により読み替えられた市町村立学校職員給与条例第18条第1項」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1817号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の190</u>（一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の230</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の90</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の110</u>）</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の170</u>（一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の210</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の80</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の100</u>）</p>

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の180</u>（一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の220</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の85</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の105</u>）</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の190</u>（一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の230</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の90</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の110</u>）</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成29年12月1日から適用する。

監査委員告示

◎新潟県監査委員告示第2号

新潟県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年6月新潟県監査委員告示第6号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成29年12月26日

新潟県代表監査委員 栗山 和 廣

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別記 第1号様式（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">要配慮個人情報</p> <input type="checkbox"/>人種 <input type="checkbox"/>信条 <input type="checkbox"/>社会的身分 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>犯罪の経歴 <input type="checkbox"/>犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/>心身の機能の障害があること <input type="checkbox"/>健康診断等の結果 <input type="checkbox"/>医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと <input type="checkbox"/>刑事事件に関する手続が行われたこと <input type="checkbox"/>少年の保護事件に関する手続が行われたこと </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">家庭の状況</p> <input type="checkbox"/>家族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/>生活記録 <input type="checkbox"/> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">要配慮個人情報を収集する根拠</p> </div> </div>	<p>別記 第1号様式（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">内心</p> <input type="checkbox"/>思想・信条 <input type="checkbox"/>信教 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</p> <input type="checkbox"/>人種・民族 <input type="checkbox"/>犯罪歴 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">当該個人情報を収集する根拠</p> </div> </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">心身の状況</p> <input type="checkbox"/>健康状態 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>障害の状態 <input type="checkbox"/> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">家庭の状況</p> <input type="checkbox"/>家族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/>生活記録 <input type="checkbox"/> </div>	

新潟県スポーツ推進審議会規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

新潟県教育委員会

教育長 池 田 幸 博

新潟県教育委員会規則第5号

新潟県スポーツ推進審議会規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 新潟県スポーツ推進審議会規則（昭和37年新潟県教育委員会規則第6号）
- (2) 新潟県立長岡屋内総合プール規則（平成17年新潟県教育委員会規則第15号）
- (3) 新潟県立武道館規則（平成28年新潟県教育委員会規則第12号）

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

新潟県教育委員会規則第6号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
(格付及び給料の支給)					(格付及び給料の支給)				
第4条 (略)					第4条 (略)				
2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万2,800円</u> とする。					2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万2,400円</u> とする。				
3 (略)					3 (略)				
別表第4 (第6条関係)					別表第4 (第6条関係)				
昇格時号給対応表					昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
(略)					(略)				
105	56	(略)			105	57	(略)		
106	57				106	57			
107	57				107	57			
108	57				108	58			
109	58				109	58			
110	58				110	58			
111	58				111	59			
112	59				112	59			
113	59				113	59			
114	59				114	60			
(略)					(略)				

第2条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	128,900	180,300	202,000	228,900	262,000
2	129,800	181,800	203,400	230,500	263,900

3	130,800	183,300	204,800	232,000	265,700
4	131,700	184,800	206,100	233,600	267,800
5	132,700	186,100	207,400	235,100	269,600
6	133,700	187,600	208,800	236,800	271,500
7	134,700	189,000	210,200	238,300	273,400
8	135,700	190,300	211,600	239,900	275,500
9	136,500	191,700	213,000	241,200	277,600
10	137,500	192,900	214,600	242,700	279,600
11	138,500	194,200	216,200	244,300	281,700
12	139,600	195,300	217,600	245,700	283,700
13	140,400	196,500	218,900	247,200	285,700
14	141,400	197,600	220,400	248,700	287,800
15	142,400	198,700	221,900	250,000	289,800
16	143,400	199,800	223,200	251,400	291,800
17	144,500	200,900	224,100	252,900	293,700
18	145,700	202,000	224,900	254,600	295,700
19	146,900	203,000	225,800	256,300	297,800
20	148,100	204,000	226,800	258,100	299,800
21	149,200	205,000	227,700	259,700	301,800
22	150,400	206,100	229,200	261,500	303,900
23	151,600	207,200	230,500	263,200	305,900
24	152,800	208,200	231,600	264,900	308,000
25	154,000	209,100	233,100	266,900	309,700
26	155,500	210,000	234,400	268,800	311,800
27	157,000	210,700	235,700	270,600	313,800
28	158,500	211,600	237,000	272,400	315,800
29	159,900	212,500	238,000	274,100	317,600
30	161,400	213,700	239,200	276,000	319,600
31	162,900	214,700	240,500	277,900	321,700
32	164,400	215,600	241,700	279,600	323,800
33	165,900	216,300	242,800	281,200	325,100
34	167,700	217,500	244,100	283,100	327,100
35	169,500	218,600	245,200	284,900	329,000
36	171,300	219,800	246,400	286,800	331,100
37	173,100	220,500	247,700	288,400	333,000
38	174,800	221,700	248,900	290,100	334,900
39	176,500	222,900	250,200	291,900	336,900
40	178,200	224,000	251,500	293,700	338,800
41	179,800	224,900	252,500	295,300	340,700
42	181,200	226,100	253,800	297,000	342,600
43	182,600	227,100	254,900	298,500	344,400

44	184,000	228,200	256,200	300,100	346,300
45	185,500	229,300	257,100	301,700	347,800
46	186,900	230,400	258,200	303,400	349,200
47	188,300	231,500	259,400	305,000	350,700
48	189,700	232,500	260,400	306,700	352,200
49	191,000	233,500	261,600	307,700	353,800
50	192,200	234,600	262,800	309,200	354,600
51	193,300	235,700	264,000	310,700	355,800
52	194,500	236,900	264,900	312,300	356,800
53	195,600	238,000	265,900	313,900	357,700
54	196,700	239,000	267,000	315,500	358,800
55	197,800	239,900	268,200	317,100	359,700
56	198,900	240,700	269,400	318,600	360,800
57	200,000	241,600	270,200	320,100	361,700
58	201,000	242,600	271,200	321,300	362,400
59	202,000	243,600	272,300	322,500	363,100
60	203,000	244,500	273,300	323,700	363,800
61	204,100	245,400	274,400	324,400	364,200
62	205,000	246,300	275,500	325,300	364,800
63	205,900	247,200	276,300	326,100	365,500
64	206,800	248,100	277,400	326,900	366,200
65	207,500	248,900	278,200	327,800	366,500
66	208,300	249,700	279,000	328,200	367,200
67	209,000	250,500	279,800	328,900	367,900
68	209,800	251,200	280,600	329,700	368,600
69	210,200	252,000	281,300	330,500	368,900
70	210,800	252,600	282,100	331,200	369,500
71	211,100	253,000	282,900	331,900	370,200
72	211,700	253,400	283,600	332,600	370,800
73	211,900	253,600	284,400	333,100	371,100
74	212,500	254,000	285,100	333,700	371,700
75	213,000	254,500	285,900	334,200	372,400
76	213,800	255,000	286,700	334,800	373,000
77	214,000	255,400	287,300	335,100	373,400
78	214,700	255,800	287,800	335,600	373,900
79	215,200	256,300	288,300	336,000	374,500
80	215,800	256,800	288,700	336,500	375,000
81	216,500	257,100	289,100	336,900	375,500
82	217,000	257,400	289,500	337,400	376,100
83	217,600	257,700	290,000	337,900	376,600
84	218,300	258,000	290,500	338,400	376,900

85	218,900	258,200	290,900	338,700	377,300
86	219,400	258,400	291,500	339,100	377,800
87	219,900	258,700	292,100	339,600	378,200
88	220,600	259,000	292,700	340,000	378,600
89	221,100	259,200	293,000	340,300	379,000
90	221,700	259,400	293,500	340,700	379,500
91	222,300	259,800	294,000	341,200	379,900
92	222,800	260,000	294,400	341,600	380,300
93	223,200	260,300	294,800	341,800	380,600
94	223,700	260,700	295,300	342,200	
95	224,200	261,000	295,800	342,700	
96	224,700	261,300	296,300	343,100	
97	225,200	261,500	296,600	343,200	
98	225,700	261,800	297,000	343,700	
99	226,200	262,000	297,500	344,100	
100	226,700	262,300	298,000	344,400	
101	227,100	262,600	298,400	344,700	
102	227,600	262,800	298,800	345,100	
103	228,200	263,100	299,100	345,500	
104	228,800	263,400	299,400	345,900	
105	229,200	263,600	299,700	346,400	
106	229,700	263,800	300,100	346,800	
107	230,000	264,100	300,500	347,200	
108	230,400	264,300	300,900	347,600	
109	230,600	264,600	301,200	348,100	
110	231,000	264,900	301,600	348,500	
111	231,500	265,200	302,000	348,800	
112	232,000	265,400	302,300	349,100	
113	232,200	265,600	302,500	349,600	
114	232,700	265,900	302,800		
115	233,200	266,100	303,100		
116	233,700	266,300	303,300		
117	234,000	266,600	303,500		
118	234,400	266,900	303,800		
119	234,800	267,200	304,100		
120	235,200	267,500	304,300		
121	235,600	267,600	304,500		
122		267,900	304,800		
123		268,200	305,100		
124		268,500	305,300		

125		268,600	305,500		
126		268,900	305,800		
127		269,200	306,100		
128		269,500	306,300		
129		269,600	306,500		
130		269,900	306,800		
131		270,200	307,100		
132		270,500	307,300		
133		270,600	307,500		
134		270,900			
135		271,200			
136		271,500			
137		271,600			

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(昇格時号給対応表の改正に伴う経過措置)
- 平成29年4月1日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第1条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則(以下この項において「改正後の規則」という。)別表第4の規定による号給が第1条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則(以下この項において「改正前の規則」という。)別表第4の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第4の規定にかかわらず、改正前の規則別表第4の規定による号給とするものとする。
- 施行日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
(給与の内払)
- 改正後の技能労務職員の給与等に関する規則(以下この項において「改正後の規則」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与(技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成26年新潟県教育委員会規則第9号。以下この項において「平成26年改正規則」という。)附則第6項の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の規則の規定による給与(平成26年改正規則附則第6項の規定による給料を含む。)の内払とみなす。
(施行細則)
- 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第4号

新潟県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成17年6月新潟県労働委員会告示第6号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成29年12月26日

新潟県労働委員会

会 長 兒 玉 武 雄

新潟県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成17年6月新潟県労働委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別記 第1号様式（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">要配慮個人情報</p> <input type="checkbox"/>人種 <input type="checkbox"/>信条 <input type="checkbox"/>社会的身分 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>犯罪の経歴 <input type="checkbox"/>犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/>心身の機能の障害があること <input type="checkbox"/>健康診断等の結果 <input type="checkbox"/>医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと <input type="checkbox"/>刑事事件に関する手続が行われたこと <input type="checkbox"/>少年の保護事件に関する手続が行われたこと</div> <p style="text-align: center;">要配慮個人情報を収集する根拠</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">家庭の状況</p> <input type="checkbox"/>家族関係 <input type="checkbox"/>婚姻歴 <input type="checkbox"/>生活記録 <input type="checkbox"/></div>	

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。